

○滝川市の規程の準用に関する規程

| | | |
|-----|------------|-------|
| 制 定 | 昭和61年3月31日 | 訓令第2号 |
| 改 正 | 平成27年6月5日 | 訓令第2号 |
| | 令和7年3月31日 | 訓令第3号 |
| | 令和7年11月10日 | 訓令第4号 |

(趣旨)

第1条 石狩川流域下水道組合の運営に関し必要な規程は、特別の定めのあるものを除くほか、滝川市規程を準用する。

(準用規程)

第2条 準用する滝川市規程は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 滝川市事務決裁規程 (昭和55年滝川市訓令第3号)
- (2) 滝川市文書事務取扱規程 (平成4年滝川市訓令第3号)
- (3) 滝川市車両管理規程 (昭和51年滝川市訓令第5号)
- (4) 滝川市公用文に関する規程 (平成7年滝川市訓令第5号)
- (5) 滝川市個人情報等の適正管理に関する規程 (平成14年滝川市訓令第1号)
- (6) 滝川市情報資産に係る情報セキュリティに関する規程 (平成16年滝川市訓令第2号)
- (7) 辞令規程 (昭和46年滝川市訓令第8号)
- (8) 滝川市職員服務規程 (昭和46年滝川市訓令第9号)
- (9) 滝川市職員の私有車の公務使用に関する規程 (平成19年滝川市訓令第2号)
- (10) 滝川市職員の人事評価及び自己申告に関する規程 (平成28年滝川市訓令第1号)
- (11) 滝川市会計年度任用職員の人事評価に関する規程 (令和2年滝川市訓令第5号)
- (12) 滝川市物品等区分取扱規程 (昭和57年滝川市訓令第7号)

2 前項の規定により滝川市規程を準用する場合において、同項各号に掲げる滝川市規程のそれぞれの規定中「滝川市」とあるのは「石狩川流域下水道組合」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「滝川市職員」とあるのは「石狩川流域下水道組合職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 前項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、別に定める。

(施行細目)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この訓令は公布の日から施行し、昭和60年12月1日から適用する。

附 則 (平成27年6月5日訓令第2号)

この規程は公布の日から適用する。

附 則 (令和7年3月31日訓令第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年11月10日訓令第4号)

この規程は、公布の日から施行する。